

工事監理業務委託特記仕様書

件名 市営中原上宿住宅建替整備事業

令和5年4月
平塚市

工事監理業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 市営中原上宿住宅建替整備事業（工事監理業務）

2. 対象施設の概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は、以下のとおりとする。

(1) 対象施設名称 (市営中原上宿住宅)

(2) 敷地の場所 (平塚市 御殿三丁目 地内)

(3) 施設用途 (集合住宅)

平成 31 年国土交通省告示第 98 号 別添二 第 6 号 第 1 類とする。

(4) 全体計画予定額 (約 8 0 0 , 0 0 0) 千円 (税込み)

(5) 延べ面積 (約 1 6 0 0) m²

3. 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については「 」印が付いたものを適用する。

4. 対象工事の概要

本業務の対象となる工事（以下「対象工事」という。）の名称、工期等は、入札説明書等のとおりとする。

5. 主たる分担業務分野及び再委託の禁止

本業務の主たる分担業務分野は、建築分野（総合）とする。

主たる分担業務分野の再委託は認めない。

分担業務分野の分類は下表による。なお、下表の分担業務分野を分割して「新たな分担業務分野」を設定してはならない。

分担業務分野	業務内容
建築分野	平成 31 年度国土交通省告示第 98 号別添一第 1 項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
構造分野	同上「構造」
電気設備分野	同上「設備」のうち「電気設備」に係るもの
機械設備分野	同上「設備」のうち「給排水衛生設備」「空調換気設備」に係るもの

その他の独立した専門分野を「新たな分担業務分野」として追加することは差し支えないがその場合は、業務計画書に、当該分野の業務内容及び追加する理由等を記載すること。ただし、この場合、当該分野の主任担当技術者については「3.(1).b に記載される主任担当技術者」の同種業務についての実績要件を満たしていなければならない。

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「建築工事監理業務委託共通仕様書（令和 3 年改定）」（以下「共通仕様書」という。）による。この場合において、「契約書」とあるのは「平塚市建築工事監理業務委託約款」（以下「約款」という。）と読み替え、3.19 4.中「第 28 条」とあるのは「第 30 条」と読み替えるものとする。

1. 工事監理業務の内容

一般業務は、共通仕様書「第 2 章 工事監理業務の内容」に規定する項目の他、次に掲げるところによる。各項に定める確認及び検討の詳細な方法については、共通仕様書の定めによる他、調査職員の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに調査職員と協議するものとする。

一 工事監理に関する業務

(1) 工事監理方針の説明等

() 工事監理方針の説明

() 工事監理方法変更の場合の協議

(2) 設計図書の内容の把握等の業務

() 設計図書の内容の把握

- () 質疑書の検討
- (3) 施工図等を設計図書に照らして検討及び報告する業務
 - () 施工図等の検討及び報告
 - 検討にあたっては、設計図書との整合性の確認、納まりの確認、建築工事と設備工事との整合の確認等について、十分留意する。
 - *別紙1「重点工事監理項目」に係る部分に関する施工図について、特に留意して検討を行うこととする。
 - *施工図の検討をより効果的に行うために、施工図作成の基礎となる総合図を作成した場合についても検討を行うこととする。
 - () 工事材料、設備機器等の検討及び報告
 - *別紙1「重点工事監理項目」について、特に留意して検討を行うこととする。
- (4) 対象工事と設計図書との照合及び確認
 - 設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事受注者等から提出される品質管理記録の確認のいずれかの方法で行うこととする。
 - *別紙1「重点工事監理項目」について、特に留意して行うこととする。
 - *共通仕様書 2章 2.1 1.(4)に定める「対象工事に応じた合理的方法」については、「工事監理ガイドライン」(平成21年9月1日国土交通省住宅局策定)及び「基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン」(平成28年3月4日付け国住指第4239号)による。
- (5) 対象工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等
- (6) 業務報告書等の提出

二 工事監理に関するその他の業務

- (1) 工程表の検討及び報告
- (2) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告
- (3) 対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告等
 - () 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等
 - () 工事請負契約に定められた指示、検査等
 - () 対象工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査
- (4) 関係機関の検査の立会い等
 - ・建築基準法の規定に基づく検査等(仮使用承認を含む。)
 - ・消防検査
 - ・その他関係法令に基づく検査等
 - ・上記検査等の書類作成及び申請手続きを行う。ただし、行政手数料相当額は別途とする。

三 追加業務

追加業務は、次に掲げる業務とする。各項に定めた確認及び検討の詳細な方法については、調査職員の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに調査職員と協議するものとする。

- (1) 関連工事の調整に関する業務
 - 工事が複数の受注者等に分割されて行われ、それらの工事が他の工事と密接に関連する場合、必要に応じて工事受注者等の協力を受けて調整を行うべき事項を検討し、その結果を調査職員に報告する。
- (2) 施工計画等の特別の検討・助言に関する業務
 - 現場、製作工場などにおける特殊な作業方法及び工事中用機械器具について、その妥当性を技術的に検討し、工事受注者等に対して助言すべき事項を調査職員に報告する。
- (3) 出来高算定資料の確認
 - 対象工事の工事受注者より部分払の請求があった場合には、工事受注者等の立会いの上、請求部分に対する出来高及び提出された資料の確認をおこない、その結果を調査職員に報告する。
- (4) 工事費支払いに係る部分検査等の立会い
 - 発注者の執行する出来高検査、部分検査及び完成検査に立会い、検査員の求めに応じて工事監理の状況等について説明を行い、その業務遂行に協力することとする。

(5)完成図の確認

)設計図書のためにより工事受注者又は設計者等が提出する完成図について、その内容が適切であるか否かを確認し、結果を調査職員に報告する。

)前項の確認の結果、適切でないと認められる場合には、工事受注者又は設計者等に対して修正を求めべき事項を検討し、その結果を調査職員に報告する。

(6)経年検査の立会い

受託者は、工事目的物の引渡から1年後及び2年後に経年検査等を委託者が行う際には、立ち会うこと。

四 工事監理者

3.(1)に規定する管理技術者等の中から、調査職員が認める者を建築基準法第5条の6第4項に基づく工事監理者とする。

2.業務の実施

別紙2『個人情報の取り扱いについて』により、個人情報の保護に努めること。

(1) 適用基準等

a 平塚市基準

- ・平塚市建物工事仕様書
- ・設計図書作成基準
- ・平塚市電子納品運用ガイドライン 建築委託業務編

b 官庁営繕関係統一基準・技術基準

監理業務に当たり、国土交通省の官庁営繕関係統一基準、官庁営繕の技術基準並びに学校施設整備指針及び学校保健安全法に関する法規及び指針等を参考適用する。

1) 共通

- ・官庁施設の基本的性能基準 (令和2年改定)
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説 (平成18年版)
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (平成25年制定)
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説 (平成8年版)
- ・官庁施設の環境保全性基準 (令和4年改定)
- ・建築設計業務等電子納品要領 (令和3年改定)
- ・建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)
- ・小学校施設整備指針 (令和4年改訂)
- ・中学校施設整備指針 (令和4年改訂)
- ・学校環境衛生管理マニュアル (平成30年改訂)
- ・学校環境衛生基準 (令和4年改正)

2) 建築

- ・建築工事設計図書作成基準 (令和2年改定)
- ・建築工事設計図書作成基準の資料 (令和2年改定)
- ・敷地調査共通仕様書 (令和4年改定)
- ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版)
- ・建築設計基準 (令和4年改定版)
- ・建築設計基準の資料 (令和4年改定版)
- ・建築構造設計基準 (令和3年改定)
- ・建築構造設計基準の資料 (令和3年改定)
- ・建築工事標準詳細図 (令和4年版)
- ・構内舗装・排水設計基準 (平成27年制定)
- ・構内舗装・排水設計基準の資料 (平成27年制定)

- ・ 公共建築木造工事標準仕様書 (令和4年版)
- ・ 標準案内用図記号ガイドライン 2021 (2021年8月)

3) 設備

- ・ 建築設備計画基準 (令和3年版)
- ・ 建築設備設計基準 (令和3年版)
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準 (令和3年版)
- ・ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和4年版)
- ・ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) (令和4年版)
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和4年版)
- ・ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (令和4年版)
- ・ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) (令和4年版)
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (令和4年版)
- ・ 雨水利用・排水再利用設備計画基準 (平成28年版)
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針 (2014年版)
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引 (令和3年版)

(2) 管理技術者等の資格要件

業務の実施にあたっては、次の資格要件を有する管理技術者、主任担当技術者及び担当技術者(以下「管理技術者等」という。)を適切に配置した体制とする。

a 管理技術者

管理技術者は、次の要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に把握する能力、工事監理等についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

なお、受注者が個人の場合にあつてはその者、会社その他の法人である場合にあつては当該法人に所属するものを配置しなければならない。また、市営中原上宿住宅建替整備事業(設計業務)に従事した管理技術者等は、本業務の管理技術者として配置することはできない。

- 1) 建築士法(昭和25年法律第202号以下同じ。)第2条第2項に規定する一級建築士
- 2) 次の要件を満たす建築物を対象とした工事監理業務又は工事監理業務を含む設計業務のいずれかの業務の実績を有すること。ただし、平成25年4月1日以降参加確認日までに完成した新築建築物を対象施設とした業務とする。

鉄筋コンクリート造の公営住宅(延床面積1,500㎡以上又は地上4階建以上)

鉄筋コンクリート造の公共建築物(延床面積1,500㎡以上かつ高さ12m以上)

b 主任担当技術者

主任担当技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者という。

主任担当技術者については、次の要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に判断するとともに、公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理又は工事監理業務を含む設計業務を実施した経験を有する者とする。

主任担当技術者は、建築分野(総合)、構造分野、電気設備分野及び機械設備分野の各部門毎の責任者として1名ずつ配置する。(建築分野(総合)に限りaの管理技術者が兼ねることができる。)

なお、建築分野(総合)及び構造分野については、受注者が個人の場合にあつてはその者、会社その他の法人である場合にあつては当該法人に所属するものを配置しなければならない。また、市営中原上宿住宅建替整備事業工事(設計業務)に従事した管理技術者等は、本業務の建築分野(総合)及び構造分野の主任担当技術者として配置することはできない。

- 1) 建築分野(総合)(次の要件のいずれかを満たす者)

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士

建設業法第27条第1項に規定する一級建築施工管理技士

2) 構造分野（次の要件のいずれかを満たす者）

- 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
- 建設業法第 27 条第 1 項に規定する一級建築施工管理技士

3) 電気設備分野（次の要件のいずれかを満たす者）

- 建築士法第 20 条 5 項に規定する建築設備士
- 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
- 建設業法第 27 条第 1 項に規定する一級電気工事施工管理技士
- 建設業法第 27 条第 1 項に規定する二級電気工事施工管理技士
- 技術士法第 32 条第 1 項に規定する技術士

* 「技術士」の資格は電気工事業において監理技術者となるための資格として認める技術部門及び選択科目の技術者とする。

4) 機械設備分野（次の要件のいずれかを満たす者）

- 建築士法第 20 条 5 項に規定する建築設備士
- 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
- 建設業法第 27 条第 1 項に規定する一級管工事施工管理技士
- 建設業法第 27 条第 1 項に規定する二級管工事施工管理技士
- 技術士法第 32 条第 1 項に規定する技術士

* 「技術士」の資格は管工事業において監理技術者となるための資格として認める技術部門及び選択科目の技術者とする。

c 担当技術者

担当技術者については、次の要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に判断する能力とともに、工事監理等についての技術能力及び経験を有する者とする。（構造分野、電気設備分野及び機械設備分野の担当技術者に限り b の主任担当技術者が兼ねることができる。）

1) 当該担当分野の各部門に応じた公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理又は工事監理業務を含む設計業務を実施した経験を有すること。

(3) 提出書類等

a 次に掲げる書類等の提出場所（ ）

提出書類等	部数	製本形態	備考
a. 提出書類 業務計画書 業務報告書 ・月間業務計画・報告書 ・月報 ・日報 打合せ議事録	2 部 2 部 2 部 2 部 2 部 2 部	市販ファイル綴 電子データ CD-R	A4 版 電子媒体は 2 セット
b. その他 各種完了時申請書等綴り	2 部 部		
c. 資料	部 部		

b 提出書類については、「平塚市電子納品運用ガイドライン＜建築委託業務編＞（平成 21 年度 9 月版）」、「建築設計業務等電子納品要領（令和 3 年改定）」による電子データを併せて提出する。

c 業務実績情報の登録について

・要

受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について調査職員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には登録の完了が確認できる資料として、「業務カルテ仮登録（調査職員の押印済み）」を検査職員に提出し、確認を受ける。業務完了後に速やかに登録を行なうとともに、登録が完了したことを証明する資料を調査員に提出する。

・不要

(4) 打合せ及び記録

a 調査職員と受注者との打ち合わせについては、次の時期に行なう。

- 1) 業務着手時
- 2) 業務計画書に定める時期
- 3) 調査職員又は管理技術者が必要と認めたとき

b 受注者は工事監理業務が適切に行われるよう、工事受注者等と定期的かつ適切な時期に連絡をとり、施工状況について把握しなければならない。

(5) 業務計画書

様式1「業務計画書の提出について」に対する記載事項については、次のとおりとする。

a 業務一般事項

- 1) 業務の目的
- 2) 業務計画書の適用の範囲
- 3) 業務計画書の適用基準類
- 4) 業務計画書に内容変更が生じた場合の処置方法

業務目的、本計画書の適用範囲及び本計画書の内容変更の必要が生じた場合の処置方法を明確にした上で、その内容を記載する。

b 業務工程計画

様式2「業務工程表」に必要事項を記載する。対象工事の実施工程との整合を図るため、工事受注者等から提出される工事の実施工程表の内容を十分検討の上、作成する。検討に用いた実施工程表についても参考として添付する。

c 業務体制

1) 受注者側の管理体制

様式3「受注者業務体制系統図」に必要事項を記載する。

2) 業務運営計画

受注者が現場定例会議に参加する場合、現場定例会議の開催に係る事項（出席者、開催時期、議題、役割分担、その他必要事項）を記載する。

3) 管理技術者等の経歴

様式4「管理技術者経歴書」、様式5-1、-2「業務経験・実績等報告書」に必要事項を記載する。

4) 業務フロー

調査職員により指示された内容のフローとする。調査職員より当該部分の写しを受けとり、内容を把握の上、添付する。

d 業務方針

仕様書に定められた工事監理業務内容に対する業務の実施方針について記載する。受注者として特に重点を置いて実施する業務等についても記載する。

(6) 資料の貸与及び返却

適用基準等のうち、貸与に ・対象工事の設計図書等	印の付いたもの
-----------------------------	---------

<ul style="list-style-type: none"> ・対象工事の数量内訳書 ・技術提案及び技術提案に係る施工計画 	
---	--

貸与場所（ 平塚市都市整備部建築住宅課 ） 貸与時期（ 契約後 ）
返却場所（ 平塚市都市整備部建築住宅課 ） 返却時期（ 完了時 ）

(7) 関係機関への手続き等

建築基準法等の法令に基づく関係機関等の検査（建築主事等関係官庁の検査）に必要な書類の原案を作成し、調査職員に提出し、検査に立会う。

(8) 検査

a 様式 6「業務完了通知書」に必要事項を記載する。

b 業務報告書は、次の構成とする。

- ・ 業務計画表

工事受注者等が提出した実施工程表を踏まえ、月間の業務計画を立て、様式 7「月間業務計画・報告書」に必要事項を記載する。

- ・ 報告書

工事受注者等から提出された協議書及び施工図等の資料に対して、検討事項を詳細に記載するとともに、報告書・提案書に工事受注者等に対し修正を求めるべき事項及び提案事項を簡潔に記載し、検討資料を添付して取りまとめる。必要に応じ、調査職員からの指示内容が記載された指示書、受注者と調査職員との間の協議内容が記載された協議書についても添付することとする。

- ・ 打合せ議事録

調査職員及び工事受注者等との打合せ結果について、打合せ議事録に必要事項を記載する。

- ・ 月報

様式 8「工事監理業務月報」に、主要な月間業務実施内容について、各業務内容毎に簡潔に記載する。

- ・ 日報

様式 9「工事監理業務日報」に、日々の業務内容について、簡潔に記載する。

(9) その他、業務の履行に係る条件等

a 工事受注者等と行われる定例会議(原則週 1 回、その他適宜)に必要な技術者を配置し、適宜出席すること。

b 成果物の提出場所 (平塚市都市整備部建築住宅課)

【様式名等一覧】

別紙 1 「重点工事監理項目」

別紙 2 「個人情報の取り扱いについて」

様式 1 「業務計画書の提出について」

様式 2 「業務工程表」

様式 3 「受注者業務体制系統図」

様式 4 「管理技術者経歴書」

様式 5 - 1, - 2 「業務経験・実績等報告書」

様式 6 「業務完了通知書」 【 契約検査課様式とする。 】

様式 7 「月間業務計画・報告書」

様式 8 「工事監理業務月報」

様式 9 「工事監理業務日報」

工事監理業務の内容(工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認)
 施工図の検討については、下記に関連するものについて行う

章	節	項	章	区分:項目(細目)	確認内容	備考	
1	5	5	仮設工事	縄張り、遣方、足場等:敷地の状況確認及び縄張り(敷地境界)	境界石の位置、境界		
2	2	1		縄張り、遣方、足場等:敷地の状況確認及び縄張り(縄張り)	建築物等の位置		
1	5	5		2	縄張り、遣方、足場等:バンマーク	設置状況/高さ	
2	2	2	仮設工事	縄張り、遣方、足場等:遣方	水平基準高さ/基準墨		
1	5	5	仮設工事	根切り等:根切り	根切り底の深さ及び状態、支持地盤(土質等)		
2	2	3		3	既製コンクリート杭地業:セメントミルク工法(試験掘削・試験杭)	支持層の確認、掘削径、掘削深さ、施工時間、根固め液の調合の確認、根固め液及び杭周固定液の注入量、建込み中の鉛直度並びに杭頭の高さの確認、アースオーガに付着している土砂の確認/掘削深さ、杭の支持層への根入れ長さ、杭の水平方向の位置ずれ寸法、杭の建込みの状況	
1	5	6	地業工事	場所打ちコンクリート杭地業:工法(アースドリル工法、リバース工法、オルケーシング工法、場所打ち鋼管コンクリート工法、拡底杭工法)(試験杭)	位置、種類、掘削中の孔壁の保持状況、泥水又は安定液の品質管理、掘削深さ、掘削形状、支持層の確認、スライム沈着状況と処理方法、鉄筋かごの設置状況、コンクリートの打込み方法、コンクリートの投入量、施工時間の確認、掘削速度等の変化、掘削した土砂の照合、杭の支持層への根入れ長さ、支持層の確認		
4	1	3		試験:杭の載荷試験(試験計画書)(試験杭)	杭の状況、載荷荷重、特記事項(位置、本数)		
4	2	1		試験:地盤の載荷試験(平板載荷試験)(試験計画書)(試験)	載荷荷重、試験位置		
4	2	1		鉄筋工事	鉄筋:加工・組立	種別、径、長さ、本数、間隔、余長、曲げ半径/継手、定着、フック/かぶり厚さ/補強 鉄筋の保護、養生	
4	2	2			コンクリート:工法(打込み後の確認等)	欠陥(コンクリートの有害なひび割れ及びたわみ、空洞、豆板、コールドジョイント等)の有無の確認	
4	5	5			型枠:型枠の加工及び組立(組立)	主要墨/部材断面/建入れ/通り/階高/勾配(型枠で勾配をとる場合)	コンクリート打放し仕上の場合
4	2	4	鉄骨工事	高力ボルト接合:締付け後の確認(トルシア型高力ボルト)	ピンテールの破断、マーキングのずれによる共回り・軸回りの有無、ナット回転量、ボルトの余長	一工程施工段階	
5	1	3	鉄骨工事	高力ボルト接合:締付けの確認(JIS形高力ボルト)	マーキングのずれによる共回りの有無、ナット回転量、ボルトの余長	一工程施工段階	
5	3	1		溶接接合:溶接部等の確認(溶接着手前)(溶接作業中)(溶接完了後)	溶接着手前(隙間、食違い、ずれ、ルート間隔、開先角度及びルート面の加工精度等、組立溶接、溶接部の清掃の良否、予熱、エンドタブの取付け状態、完全溶込み溶接を行う技能資格者の識別)、溶接作業中(溶接順序、溶接姿勢、溶接棒径、ワイヤ径、溶接電流、アーク電圧、入熱、パス間温度、各層間のスラグ清掃、裏はつりの状態)、溶接完了後(ビード表面の整否、ビット、アンダーカット、クレーター等の状態、溶接部の寸法、内部欠陥、エンドタブの処理状態)	一工程施工段階	
5	3	7	石工事	工事現場施工(建方等)(建方)	建方精度、組立順序、建方中の構造体の補強の要否、仮ボルト、建入直し、建方完了後の形状及び寸法精度		
5	3	7		各種工法(下地ごしらえ)	鉄筋、アンカー、取付け金物、錆止め	ホール等重要部位の石張りの場合	
5	3	7		各種工法(取付け)	取付け金物、裏込めモルタル、目地、だば等の固定	ホール等重要部位の石張りの場合	

1 11 11	5 2 3	5 6 5	タイル工事	セメントモルタルによるタイル張り、有機系接着剤によるタイル張り：施工（張付け）	精度	計測記録により検査、外観目視検査
1 15 15	5 3 8	5 5 5	左官工事	珪藻土塗り、せっこうプラスタ塗り：工法（上塗り）	平たんさ、むら、塗厚	外壁、一工程施工段階
1 15 15	5 6 6	5 6 7	左官工事	仕上塗材仕上げ：工法、所要量等の確認	工程ごとの所要量、模様、色、つや等	目視検査
1 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16	5 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	5 5 5 5 5 4 3 3 4 5 5 5	建具工事	建具：工法（加工及び組立、取付け）	位置、開き勝手、アンカー、溶接箇所、防錆	特殊な建具の場合
1 16	5 14	5 4	建具工事	ガラス：工法（ガラスの切断、小口処理、ガラスのはめ込み）	切断面、小口の防錆処置、シーリング材、ガスケット、セッティングブロック/掛り代	特殊ガラス、デザイン上重要なもの場合
1 17	5 2	5 5	カーテンウォール工事	メタルカーテンウォール：取付け（躯体付け金物）	強度、精度（寸法許容差）	
1 17	5 2	5 5	カーテンウォール工事	メタルカーテンウォール：取付け（主要部材）	精度（寸法許容差）、本留め、溶接後の錆止め、耐火被覆、防火区画等の処理	
1 17	5 3	5 4	カーテンウォール工事	PCカーテンウォール：製作	鉄筋の組立、かぶり厚さ、吊上げ用金物・取付け用金物回りの補強	
1 17	5 3	5 5	カーテンウォール工事	PCカーテンウォール：取付け（躯体付け金物）	強度、精度（寸法許容差）	
1 17	5 3	5 5	カーテンウォール工事	PCカーテンウォール：取付け（主要部材）	精度（寸法許容差）、本留め、溶接後の錆止め、耐火被覆、防火区画等の処理	
1 18 ~ 18	5 4 ~ 12	5 1 2	塗装工事	各種塗料塗り	表面仕上り、色、模様、むら、塗り回数、塗付け量、膜厚	
1 19	5 2	5 3	内装工事	ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り：施工	表面仕上げ	
1 19	5 3	5 3	内装工事	カーペット敷き：工法（各種工法）	敷き込み、割付け、毛並みの方向	
1 19	5 7	5 3	内装工事	せっこうボード、その他ボード及び合板張り：工法（ボード類、合板等の張付け）	留付け用ねじ類の間隔、目地通り、不陸、目違い	
1 19	5 7	5 3	内装工事	せっこうボード、その他ボード及び合板張り：工法（せっこうボード直張り工法）	接着剤の間隔・盛上げ高さ、仕上げ面	
1 19	5 7	5 3	内装工事	せっこうボード、その他ボード及び合板張り：工法（せっこうボード継目処理工法）	下塗り及びテープ張り、中塗り、上塗り	

工事監理業務の内容(工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認)

施工図の検討及び建築設備の機械器具の検討については、下記に関連するものについて行う

編	章	節	項	章	区分:項目(細目)	確認内容	備考
2	2	1	10,11,13	配管・配線工事	施工:ケーブルラックの敷設(その他)	防火区画貫通部の処理、エキスパンション部の処理、耐震支持	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	1	13	配管・配線工事	施工:バスタクトの配線(敷設)	支持間隔、エキスパンションダクト、耐震支持	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	9	2				
2	2	1	10,11	配管・配線工事	施工:バスタクトの配線(接続)	防火区画貫通部の処理、ボンディング	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	9	3				
2	2	1	1~13	配管・配線工事	施工:電線の接続	接続方法及び状態、絶縁処理方法及び状態、機器端子との接続、締付け、ケーブルの分岐接続、接続箇所点検方法、ボックス内収容心線数、配管等の耐震支持、防火区画貫通部の処理、エキスパンション部の処理、耐震支持	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	14		電灯設備工事	施工:照明器具の取付及び配線	支持方法・支持本数、振止め、脱落防止・耐震処置、ダウンライト器具の質量による支持方法	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	14	1	配管・配線工事	施工(電力・通信):照明器具の取付及び配線(配線・接続)	器具内配線処理、外部配線との接続、接地線との接続、連結器具の接続部、送り端子の接続部、非常照明器具の取付位置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	14					
2	2	15		配管・配線工事	施工(電力・通信):分電盤、実験盤、OA盤、制御盤、端子盤の取付及び配線(位置・納まり)	取付位置・高さ、埋込盤における壁との納まり、操作・保守点検スペース、非常照明用分電盤の配線用遮断器の高さ(1.2m以下)キャビネットの傾き	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	14					
2	2	15		配管・配線工事	施工(電力・通信):分電盤、実験盤、OA盤、制御盤、端子盤の取付及び配線(支持・固定)	支持固定方法、部品の取付方法、耐震処置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	14					
2	2	15		配管・配線工事	施工:調整・その他(総合調整)		
2	2	18	1	配管・配線工事			
2	2	11	1	架空配線工事	施工:架空配線(建柱)	建柱位置、根入れ深さ、根かせ位置・取付け方向、支線・支柱の取付状態(根開き、根かせ)、支線ガードの要否、接地	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	11	5				
2	2	11	4	架空配線工事	施工:架空配線(架線)	架空配線高さ、相互の離隔、工作物等との距離、電線接続及び接続位置、ちょう架の方式、ケーブル支持間隔、接地、端末処理、引込口の防水処理	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	12	4	地中配線工事	施工:地中配線(管路の敷設)	埋没深さ、管相互の間隔等ふ設状態、ガス、水道管との離隔、管の防食処理、建物への配管引込み箇所の防水・防食処理及び耐震処理、埋設標識シートのふ設と表示内容、埋設標の種別・位置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	12	5	地中配線工事	施工:地中配線(ケーブルの敷設)	種別・サイズ、通線方法、マンホール・ハンドホール内でのケーブル支持・余長、管路口の防水処置、水抜穴、ケーブルの用途及び先行表示、マンホール・ハンドホール内でのモールド接続、高圧ケーブル端末処理	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	13	10~14	接地工事	施工:接地線の敷設(接地極の埋設)	位置・深さ、他の接地極との離隔、接地線との接続、ガス配管等との離隔、抵抗値	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	13	10~12	接地工事	施工:接地線の敷設(接続)	接地線相互、接地線と接地極との接続、異種金属間の接続、突針と導線との接続、導線と鉄骨・鉄筋等との接続、棟上導体と周辺の金属製工作物の接続、水切金物の水切状態	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	17	2	雷保護設備工事	施工:受雷部の敷設	取付位置・高さ、保護角・保護範囲、支持管の取付状態、導体の太さ・幅・厚さ	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	17	3	雷保護設備工事	施工:引下げ導体の敷設	支持方法・支持間隔、電力・通信線、ガス管との離隔、棟上げ導体の種別・位置・保護範囲、伸縮継手	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	1	1	1~9	機器取付工事	機材(受変電):機材の検査(受変電設備機器)	盤形式、構造(充電部との離隔寸法、ドア開閉器具、接地端子の取付、屋外形の扉の上下の押え金具)、表面の色彩、導電部(導体の配置、色別、離隔、電流密度、モールド形変圧器の表面の保護、並列接続)、盤内器具の形式・種類・定格・容量、高圧機器の形式・種類・定格・容量、表示事項、予備品、リフト(多段積高圧スイッチギアのみ)、付属品、高圧充電部の保護	
3	1	2	1~9				
3	1	5	1~8				
3	2	1	1	機器取付工事	施工(受変電):受変電機器の据付及び配線(位置・納まり)	設置位置、配列状態、操作・点検スペース、水平調整(ライナー、チャンネルベース等)、通気・換気状態、接地、十分な構造(自重、積雪、風圧、地震その他の振動・衝撃)	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回

3	2	1	1	機器取付工事	施工(受変電):受変電機器の据付及び配線(支持・固定)	支持・固定方法、状態、耐震処置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	3	1~3	機器取付工事	施工(受変電):調整・その他(測定及び試験・総合調整)	絶縁抵抗試験、耐電圧試験、変圧器漏れ電流、動作試験、騒音、機能試験、継電器特性(標仕「機材の試験」による)	
3	1	3	1~9	機器取付工事	機材(特別高圧受変電):機材の検査(特別高圧受変電機器)	盤形式、構造(充電部との離隔寸法、ドア開閉器具、接地端子の取付、屋外形の扉の上下の押え金具)、表面の色彩、導電部(導体の配置、色別、離隔、電流密度、モールド形変圧器の表面の保護、並列接続)、盤内器具の形式・種類・定格・容量、高圧機器の形式・種類・定格・容量、表示事項、予備品、付属工具、高圧充電部の保護	
3	1	4	1~9				
3	1	7	1~8				
3	2	1	1	機器取付工事	施工(特別高圧受変電):受変電機器の据付及び配線(位置・納まり)	施工計画、設置位置、配列状態、操作・点検スペース、水平調整(ライナー、チャンネルベース等)、通気・換気状態、接地、十分な構造(自重、積雪、風圧、地震その他の振動・衝撃)	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	1	1	機器取付工事	施工(特別高圧受変電):受変電機器の据付及び配線(支持・固定)	支持・固定方法、状態、耐震処置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	3	1~3	機器取付工事	施工(特別高圧受変電):調整・その他(測定及び試験・総合調整)	絶縁抵抗試験、耐電圧試験、変圧器漏れ電流、動作試験、騒音、機能試験、継電器特性(標仕「機材の試験」による)	
4	3	1	1,2	機器取付工事	施工(電力貯蔵装置):直流電源機器・静止形電源機器の据付(支持・固定)	設置位置、支持・固定方法、状態、耐震・防振装置、接地	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
4	3	3	1,2	機器取付工事	施工(電力貯蔵装置):調整・その他(測定及び試験・総合調整)	標仕「施工の試験」による	
5	1	1~6		機器取付工事	機材(発電装置):機材の検査(ディーゼル、ガスエンジン、ガスタービン、熱併給発電装置)(発電設備機器)	発電機・原動機の形式・構造・定格・性能・外観・表示、始動装置・停止装置の方式・構造・性能、共通台板の形式・構造・耐震処置、配電盤の形式・構造・規格・計測器具、保安装置の項目、燃料小出槽・主燃料槽の形式・構造容量、消音器の形式・性能・外観、予備品等(排熱回収装置は、機械設備標仕による)	
5	1	7	2	機器取付工事	機材(発電装置):機材の検査(太陽光発電装置)(太陽電池モジュール)	形式・性能・J I S	
5	1	7	2	機器取付工事	機材(発電装置):機材の検査(太陽光発電装置)(アレイ)	形式・性能・J I S・製造者標準規格	
5	1	7	3	機器取付工事	機材(発電装置):機材の検査(太陽光発電装置)(接続箱)	形式・性能・製造者標準規格	
5	1	7	4	機器取付工事	機材(発電装置):機材の検査(太陽光発電装置)(パワーコンディショナ及び系統連系保護装置)	形式・性能・製造者標準規格	
5	1	8	1~7	機器取付工事	機材(発電装置):機材の検査(風力発電装置)(発電設備機器)	風力発電装置、風車・発電機の形式・構造・定格・性能・外観・表示、監視制御装置・計測装置・保護装置は製造者標準、系統連系の有無、諸装置は製造者標準、設置条件	
5	2	1	機器取付工事	機器取付工事	施工(発電装置):据付け(ディーゼル、ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池、熱併給発電設備)(位置・納まり)	設置位置、配列状態、耐震処置、操作点検スペース、水平調整、保有距離、通気・換気状態、騒音、接地、十分な構造(自重、積雪、風圧、地震その他の振動・衝撃)	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
5	2	2					
5	2	3					
5	2	1	機器取付工事	機器取付工事	施工(発電装置):据付け(ディーゼル、ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池、熱併給発電設備)(位置・納まり)	支持・固定方法、状態、防振支持、耐震処置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
5	2	2					
5	2	3					
5	2	4	機器取付工事	機器取付工事	施工(発電装置):据付け(太陽光発電装置)(位置・納まり)	設置場所・十分な構造・耐候性、保守点検スペース(太陽電池モジュール)、保守容易取替え可能、接地	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
5	2	4	機器取付工事	機器取付工事	施工(発電装置):据付け(太陽光発電装置)(支持・固定)	支持・固定方法・耐震処置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
5	2	5	機器取付工事	機器取付工事	施工(発電装置):据付け(風力発電装置)(位置・納まり)	設置場所・十分な構造(自重、積雪、風圧、地震その他の振動・衝撃)、耐候性、接地	
5	2	5	機器取付工事	機器取付工事	施工(発電装置):据付け(風力発電装置)(支持・固定)	基礎工事は、標仕第1編「一般共通事項」(土工事、地業工事、コンクリート工事)による	
5	2	7	1~7	機器取付工事	施工(発電装置):調整・その他(測定及び試験・総合調整)	標仕「施工の試験」による	
6	1	21	1	機器取付工事	機材(通信・情報):調整・その他(測定及び試験・総合調整)	構造試験、性能試験、機能試験	

6	2	13	1,2	機器取付工事	施工（通信・情報）：通信設備機器類の取付及び配線（支持・固定）	支持固定方法・状態、部品の取付状態、耐震処置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
6	2	28	1	機器取付工事	施工（通信・情報）：調整・その他（測定及び試験・総合調整）	絶縁抵抗試験、UTPケーブルの伝送品質測定	
6	2	28	2				
6	2	24	1,2	機器取付工事	施工（通信・情報）：防災設備機器類の取付及び配線（支持・固定）	支持固定方法・状態、耐震処置、感知器・スピーカー等の取付位置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
6	2	25	1,2				
6	2	26	1,2				
6	2	27	1,2				
7	1	4	1~7	機器取付工事	機材（中央監視制御）：機材の検査（監視制御装置）	形式・構造・表示・寸法（監視操作装置・信号処理装置・記録装置）、形式・構造・規格・機能・容量・表示（印字）速度・停電補償、伝送装置・伝送方式、グラバネ・CRT、プリンタ等の表示（ドット式・写真式）項目、印字数・印字速度	
7	2	1	1	機器取付工事	施工（中央監視制御）：据付け及び配線（支持・固定）	卓上機器の置台の移動、転倒防止・耐震処置、卓上機器の落下防止・耐震処置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場
7	2	3	1	機器取付工事	施工（中央監視制御）：調整・その他（測定及び試験）	機能試験	
7	2	3	2				

工事監理業務の内容(工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認)

施工図の検討及び建築設備の機械器具の検討については、下記に関連するものについて行う

編	章	節	項	章	区分:項目(細目)	確認内容	備考
2	2	4	1	配管工事	施工:配管一般 (主管の分岐又は合流)	分流・合流部分の継手種類及び流れ方向の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	4	1	配管工事	施工:配管一般 (建物導入配管)	配管要領の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	4	1	配管工事	施工:配管一般 (建物エキスパンションジョイント部配管)	配管要領の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	4	1	配管工事	施工:配管一般 (伸縮管継手)	伸縮管継手及び固定点の位置及び固定方法	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	4	1	配管工事	施工:配管一般 (絶縁継手)	絶縁の方法、設置個所、継手仕様	
2	2	4		配管工事	施工:冷温水・冷却水・給水配管 (エア抜弁)	必要箇所の確認	
2	2	4	8	配管工事	施工:排水配管 (間接排水)	必要箇所・排水口空間の確認	
2	2	5	1	配管工事	施工:管の接合一般事項	使用工具及び接合法の確認、切断面の状況、管内の異物の除去、管端面の養生	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	5	2	配管工事	施工:ねじ接合	ねじの良否・ねじ山の異物の除去、締め付けの程度 管端面の処理、管端コアの確認 ねじ部の密封処理、使用工具、チャック損傷部の処理	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	5	3				
2	2	5	4				
2	2	5	6				
2	2	4	6	配管工事	施工:フランジ接合	均等な締め付け、溶接の場合両面の溶接 管端面の処理	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	5	2				
2	2	5	3				
2	2	5	4				
2	2	5	5				
2	2	5	7				
2	2	5	7				
2	2	5	2	配管工事	施工:溶接接合	溶接方法、溶接資格者、開先加工、仮付け、溶接材料、 ヒート状態、溶接部の検査	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	5	4				
2	2	5	7				
2	2	5	15				
2	2	5	2	配管工事	施工:鋼管の接合 (ハウジング形管継手による接合)	規格、均等な締め付け、接合用加工部・リング溶接加工部及び管端シール面の防錆処理	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	5	5				
2	2	5	7				
2	2	5	2	配管工事	施工:排水鋼管用可とう継手(MDジョイント)接合	管端部の防錆処理、部品の装着、差込み長さ、ボルト・ナットの締め付け	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	5	6				
2	2	5	8	配管工事	施工:メカニカル接合	使用工具、差込み長さ、かしめ ゴム輪の挿入、均等な締め付け 継手形式ごとの製造者の施工標準による接合	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	5	10				
2	2	5	11				
2	2	5	12				
2	2	5	8	配管工事	施工:差込接合	接着部の研磨、フラックスの除去、ろうの種類	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	5	9				
2	2	5	14				
2	2	5	9	配管工事	施工:ゴム輪接合	差し込み長さ、面取り、ばりの除去、接着剤の均一な塗布、 ゴム輪の挿着状態	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	5	14				
2	2	5	10				
2	2	5	11	配管工事	施工:熱融着、電気融着接合	給水装置に該当する場合は水道事業者の定める接合 使用工具、ばりの除去、差込み長さ、養生時間	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	5	12				
2	2	5	13	配管工事	施工:ソケット接合	ゴム輪の挿着状態、差し込み長さ	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	5	16	配管工事	施工:異種管の接合	設置個所、接合法	
2	2	6	1	配管工事	施工:機器廻りの配管 (支持及び固定)	配管支持及び固定方法	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	6	2	配管工事	施工:勾配	配管の種類による勾配、勾配方向、水抜き及び空気抜き の位置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	6	3	配管工事	施工:吊り及び支持 (インサート)	材質、埋込み深さ、許容荷重、くぎの切断	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	6	3	配管工事	施工:吊り及び支持 (支持)	吊り及び支持間隔、支持方法、形鋼振れ止めの固定	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回

編	章	節	項	章	区分：項目（細目）	確認内容	備考
2	2	6	3	配管工事	施工：吊り及び支持（支持受け）	配管材・流体による適合、損傷防止	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	7	1	配管工事	施工：コンクリート埋設（熱伸縮を伴う管）	伸縮緩衝材の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	7	1	配管工事	施工：土中埋設（埋設表示）	地中埋設標、埋設表示テープの有無、埋設深さ	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	7	2	配管工事	施工：土中埋設（埋設深さ）	埋設深さ	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	7	3	配管工事	施工：土中埋設（防食処置）	配管の種類に応じた防食方法	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	8	1	配管工事	施工：配管一般（防火区画の貫通）	防火区画貫通箇所、処理方法の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	4	2	1	関連工事	施工：土中埋設（埋め戻し）	埋め戻し土	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	1	14	1,2,3	ダクト工事	施工：一般事項（本体）	寸法、形状、板厚	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	1	14	1	ダクト工事	施工：一般事項（湾曲部等、拡大縮小部）	内側半径、傾斜角度の確認 案内羽根、整流板の有無	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	2	1	ダクト工事	施工：一般事項（シール）	ダクトのシール、シール方法	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	2	1	ダクト工事	施工：一般事項（防火区画等貫通部）	防火区画貫通箇所、処理方法の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	2	1	ダクト工事	施工：一般事項（厨房排気ダクト）	ダクト内部の点検の可否	
3	1	14	1~4	ダクト工事	施工：アングル工法ダクト、コーナーボルト工法ダクト、スパイラルダクト	ダクト折返し部・ダクト縦方向のはぜ部・ダクト複合部のシールの確認、フランジの最大間隔 補強間隔、リップの有無、補強材の取付法（リベット、溶接）吊り間隔、支持方法、振れ止め、振動伝搬による防振材の要否	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	1	14	4	ダクト工事	施工：アングル工法ダクト、コーナーボルト工法ダクト、スパイラルダクト	ビス本数、ダクト用テープ、継手の外面部・ダクト縦方向のはぜ部・ダクトを貫通する部分のシール確認 吊り間隔、支持方法、振れ止め、固定防振材の要否	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	2	5	ダクト工事	施工：フレキシブルダクト	使用部位、使用長さ、曲げ状態（有効断面の確保）	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	1	14	6,7,8	ダクト工事	施工：ダクト付属品（チャンパー・排気フード・吹出口・吸込口ボックス）	寸法・板厚 空調機に取付けるチャンパーにあっては点検口及び温度計取付座の有無 内貼り材の規格及び施工順序の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	1	14	13	ダクト工事	施工：ダクト付属品（風量測定口）	取付け個数、取付け位置、点検口の位置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	3	3	ダクト工事	施工：ダンパー（防火・防煙・防火防煙ダンパー）	火災時に脱落のない取付か否か（吊りボルトの本数） ヒューズの検査及び取り替えスペースの有無、点検口の位置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	1	15	6	ダクト工事	施工：ダンパー（風量調節ダンパー）	操作スペースの有無、点検口の位置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	1	15	13	ダクト工事	施工：定風量ユニット・変風量ユニット	吊り、支持、取付け方向、操作スペースの有無、点検口の位置、直間部の長さ	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	3	1	2	保温工事	施工：保温一般	見映え 保温材の合せ目及び継目状態 屋外及び多湿箇所のラッキング等の継目シールの状態 釘の取付け数 保温厚さ 施工順序	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	3	2	1	塗装工事	施工：塗装一般	下地の処理及び防錆 塗装種別及び塗り回数 見映え	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回

編	章	節	項	章	区分：項目（細目）	確認内容	備考
3	2	1	1		施工：一般事項 （コンクリート基礎）	位置、寸法、配筋、調合、排水溝の有無、基礎本体と建物躯体との結合 基礎ボルト、ストッパーの位置、寸法及び材質、防振材、基礎ボルト、ストッパー取付部の基礎厚さ及び隅角部、辺部からの打設距離 基礎据付面の水平度	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
4	2	2	1				
5	2	2	1				
2	4	4	1		機器据付工事		
5	2	1	1		施工：一般事項 （機器及び器具本体）	離隔（他の機器との距離）	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
5	2	2	1		機器据付工事		
3	1	1	2~7		施工：ボイラー （鋼製ボイラー・鋼製小型ボイラー・鋼製簡易ボイラー・小型貫流ボイラー・簡易貫流ボイラー・鋳鉄製ボイラー・鋳鉄製簡易ボイラー）	据付（位置、水平、垂直、勾配）、離隔の有無・方法組立 基礎ボルト及び固定ボルトの締め付け状態 ボイラー内部の洗浄・清掃 付属品の取付け状態・配管支持（油管）・防油堤（油だきの場合）	
3	2	1	2		機器据付工事		
3	2	1	4		施工：ボイラー （地震感知器）	取付状態（建物主要構造部）及び状態（固定、垂直）	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	1	4		機器据付工事		
3	1	1	3		施工：鋼板製煙道 （支持）	支持間隔、支持方法（吊りボルト・ブラケット・受台）、振れ止め、固定支持金物（ローラ） ばい煙濃度計及びばいじん量測定口、掃除口の位置 伸縮部及び壁貫通部の施工状態	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	1	3		機器据付工事		
3	1	2	1,2		施工：温水発生機 （真空式温水発生機・無圧式温水発生機）	据付（位置、水平、垂直、勾配） 基礎ボルト及び固定ボルトの締め付け状態	
3	2	1	6				
5	1	3	1,2		機器据付工事		
3	1	3	1~7		施工：冷凍機 （チリングユニット・空気熱源ヒートポンプユニット・遠心冷凍機・スクリュウ冷凍機・吸収冷凍機・吸収冷温水機・吸収冷温水機ユニット）	据付（位置、水平、垂直、勾配） 基礎ボルト及び固定ボルトの締め付け状態 付属品の仕様及び取付けの有無	
3	2	1	7		機器据付工事		
3	1	4	1~16		施工：コージェネレーション装置 （原動機・発電装置・熱回収装置・制御盤）	据付（位置、水平、垂直、勾配） 基礎ボルト及び固定ボルトの締め付け状態 付属品の仕様及び取付けの有無	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	1	8		機器据付工事		
3	1	5	1~11		施工：氷蓄熱ユニット （冷凍機・氷生成装置・タンク・制御盤）	据付（位置、水平、垂直、勾配） 基礎ボルト及び固定ボルトの締め付け状態 付属品の仕様及び取付けの有無	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	1	9		機器据付工事		
3	1	6	1~8		施工：冷却塔	据付（位置、水平）、離隔の確保（煙突、窓、ガラリー等との距離） 基礎ボルトの締め付け状態 付属品の仕様及び取付けの有無	
3	2	1	10		機器据付工事		
3	1	7	1,2,3		施工：空調調和機 （ユニット形、コンパクト形、デシカント形、パッケージ形、マルチパッケージ形、ガスエンジンヒートポンプ式）	据付（位置、水平、垂直、勾配） 基礎ボルト及び固定ボルトの締め付け状態 付属品の仕様及び取付けの有無	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	1	11,13		機器据付工事		
3	1	11	1~4		施工：送風機 （遠心送風機・軸流送風機・斜流送風機・消音ボックス付送風機・排煙機）	据付（位置、水平、垂直、勾配） 基礎ボルト及び固定ボルトの締め付け状態 付属品の仕様及び取付けの有無	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	1	18		機器据付工事		
3	1	12	1~5		施工：ポンプ （空調用ポンプ・ボイラー給水ポンプ・真空給水ポンプユニット・オイルポンプ・揚水用ポンプ・小形給水ポンプユニット・水道用直結加圧形ポンプユニット・給湯用循環ポンプ・水中モーターポンプ・消火ポンプユニット）	据付（位置、水平、垂直、勾配） 基礎ボルト及び固定ボルトの締め付け状態 付属品の仕様及び取付けの有無	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	1	20				
5	1	2	1~8				
5	2	2	2		機器据付工事		
3	1	13	1~8		施工：タンク （FRP製タンク・鋼板製タンク・ステンレス製タンク・貯湯タンク・膨張タンク・補給水タンク・消火用充水タンク・還水タンク・熱交換器・オイルタンク・オイルサーピスタタンク）	据付（位置、水平、垂直、勾配） 耐震強度 基礎ボルト及び固定ボルトの締め付け状態 付属品の仕様及び取付けの有無	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	1	21				
5	1	4	1~6				
5	2	2	4		機器据付工事		
3	2	2	1		施工：自動制御盤の取付け	据付（位置、水平、垂直、勾配） 基礎ボルト及び固定ボルトの締め付け状態 付属品の仕様及び取付けの有無	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	2	1		機器据付工事		
3	2	2	1		施工：自動制御盤の取付け	据付（位置、水平、垂直、勾配） 基礎ボルト及び固定ボルトの締め付け状態 付属品の仕様及び取付けの有無	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	2	1		機器据付工事		
5	1	1	2		施工：衛生器具	取付状態（水平、垂直、固定、補強） 管との接続状態（バリ等の除去） 水栓、洗浄弁等の水量の調整	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
5	2	1	2		機器据付工事		

編	章	節	項	章	区分：項目（細目）	確認内容	備考
5	1	3	6,7	機器据付工事	施工：ガス湯沸器・潜熱回収型給湯器	取付状態（固定） 運転状態（点火の良否、燃焼状態） 安全装置の作動状態	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
5	2	2	3		施工：貯湯式電気温水器	取付状態（固定） 付属品の仕様及び取付の有無	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
5	1	3	8	機器据付工事	施工：消火機器	扉の開閉方向、据付（位置、高さ、水平） 扉の開閉具合の良否 作動の確認 認定証（バルブ、ホース、減圧機構）、鑑定証等の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
5	2	2	5		施工：厨房機器 （流し・作業台・戸棚・棚・熱調理器・ガスレンジ・電子レンジ・ガスアブレンジ・電気テーパーレンジ・揚物器（フライ）・炊飯器・焼物器・煮炊釜・食器洗浄機・低温機器）	据付状態（配置、高さ、水平） 取付状態（固定） 運転状態（点火の良否、燃焼状態） 認証証票の貼付	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
5	1	6	1	機器据付工事	施工：試験調整 （自動制御設備の調整）	調整工程の確認、取付場所、取付方法の確認、各機器の結線の確認、各機器単位での調整、各制御ループごとの動作確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
5	2	2	6		施工：試験調整 （中央監視制御装置の調整）	幹線接続の確認及びリモート側出力構成の確認、各監視ポイントの接続確認、中央監視盤、リモート盤及び周辺機器の電源投入、データファイルの投入及び確認、中央監視盤の画面構成及び周辺機器の表示確認、動力機器と連動動作確認、中央制御盤装置の各制御プログラムの動作確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
4	2	4	1	自動制御設備工事	施工：器具の取付 （ガス栓・ガス漏れ警報器・ガスメーター）	取付位置 設置位置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
6	2	2	1	ガス設備工事	施工：管の接合	接合方法 非破壊検査の適用箇所	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
6	3	2	2		施工：配管	一般事項 支持・固定 埋設深さ 防食処理	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
6	2	2	3	ガス設備工事	材料及び施工：ケーシング	規格、材質、長さ、ケーシング継目の方法、垂直度	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
6	2	2	5		材料及び施工：スクリーン	長さ、設置位置及び構造	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
6	3	2	3		材料及び施工：砂利充填	天端深度、採水層粒子径	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
6	3	2	5		材料及び施工：仕上げ （スワッピング）	泥水濃度	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
7	2	1	3	さく井設備工事	材料及び施工：ケーシング	規格、材質、長さ、ケーシング継目の方法、垂直度	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
7	2	1	4	さく井設備工事	材料及び施工：スクリーン	長さ、設置位置及び構造	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
7	2	1	5	さく井設備工事	材料及び施工：砂利充填	天端深度、採水層粒子径	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
7	2	1	7	さく井設備工事	材料及び施工：仕上げ （スワッピング）	泥水濃度	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
8	2	1	1	浄化槽設備工事	材料 （現場施工型）	規格、材質、寸法	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
8	2	2	1	浄化槽設備工事	施工：浄化槽 （土工事・地業工事）	掘削状況 捨コンクリート状況、砂利の状況、基礎コンクリート強度、厚さの確認 埋戻し状況	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
8	3	2	1		施工：浄化槽 （ユニット形浄化槽）	本体設置、型式認定	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
9	2	2	1~6	昇降機設備工事	施工（エレベーター・小荷物専用昇降機）：機械室内機器（巻上機・電動機・盤類）、かご、乗場、昇降路内機器（レール・レールブラケット）、安全装置、耐震措置	固定 取り付け	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
9	3	2	1~6		施工（エレベーター・小荷物専用昇降機）：電気配線（電線管・配線）	種別・サイズ・接続方法	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
9	5	2	5		試験（エレベーター・小荷物専用昇降機）：試運転	作動調整	
9	2	2	13	昇降機設備工事	施工（エレベーター・小荷物専用昇降機）：構造体・駆動装置・踏段・欄干・乗降口・安全装置・耐震施工	固定 取り付け	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
9	3	2	13		施工（エレベーター・小荷物専用昇降機）：電気配線（電線管・配線）	種別・サイズ・接続方法	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
9	5	2	6		試験（エレベーター・小荷物専用昇降機）：試運転	作動調整	
9	6	2	1~5	昇降機設備工事	施工（エレベーター）：構造体・駆動装置・踏段・欄干・乗降口・安全装置・耐震施工	固定 取り付け	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
9	6	2	8,9		施工（エレベーター）：電気配線（電線管・配線）	種別・サイズ・接続方法	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
9	6	2	11	昇降機設備工事	試験（エレベーター）：試運転	作動調整	
9	6	2	13	昇降機設備工事	試験（エレベーター）：試運転	作動調整	

編	章	節	項	章	区分：項目（細目）	確認内容	備考
10	2	2	2	機械式駐車設備工事	施工：構造体 （支柱、梁）	固定 出入口の最小有効対策	同一の材料・機材・工法 等で繰返し施工される場 合の初回
10	2	2	1	機械式駐車設備工事	施工：搬器・駆動装置 （電動機、ブレーキ、伝動部、油 圧装置）・安全装置・盤類 （運転操作盤、電源盤、制御盤）	固定 据付け	同一の材料・機材・工法 等で繰返し施工される場 合の初回
10	2	2	3~6				
10	2	2	8	機械式駐車設備工事	施工：塗装 （前処理、塗装種別、塗装回数、 外観）	前処理、塗装種別、塗装回数、外観	同一の材料・機材・工法 等で繰返し施工される場 合の初回
10	2	2	9	機械式駐車設備工事	施工：電気配線 （配線、ケーブル）	種別・サイズ・接続方法	同一の材料・機材・工法 等で繰返し施工される場 合の初回
10	2	2		機械式駐車設備工事	試験：J I Sに準ずる試験等 （各寸法）	各寸法	同一の材料・機材・工法 等で繰返し施工される場 合の初回
10	2	2	11	機械式駐車設備工事	試験：試運転	作動確認	
11	1	1	2	医療ガス設備工事	一般事項	有資格者の確認	同一の材料・機材・工法 等で繰返し施工される場 合の初回
11	2	1	1	医療ガス設備工事	機材：医療ガス供給装置	規格、材質	同一の材料・機材・工法 等で繰返し施工される場 合の初回
11	2	2	1	医療ガス設備工事	施工：機器・配管	据付状態 誤接続の有無	同一の材料・機材・工法 等で繰返し施工される場 合の初回
11	2	2	2				
11	2	2	3				
11	2	4	1	医療ガス設備工事	試験：装置 （試運転）	作動確認	
11	2	4	2				
11	2	4	3				
2	1	3	1 3	総合調整	総合：風量調整・作動確認	運転状態（各系統風量、排煙口、P D・S F D）	
2	1	3	1 3	総合調整	総合：水量調整	運転状態（各系統流量）	
2	1	3	1 3	総合調整	総合：環境計測	運転状態（室内温度・湿度、じんあい、風速分布、騒音、水質測定）	
2	1	3	1 2	総合調整	個別：熱源機器類・ポンプ類 ・送風機類・空気調和類・冷却塔	運転状態（能力、振動、運動）	
2	1	3	3	総合調整	個別：自動制御	運転状態（調整、設定値、運動）	
4	2	4	2	総合調整			
2	2	9	1~5	試験	配管工事	標仕による試験 （試験方法、試験圧力、試験時間）	
3	1			試験	空調機器	標仕による試験	
5	1			試験	衛生機器	標仕による試験	

個人情報の取り扱いについて

（基本事項）

第 1 条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

第 2 条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

第 3 条 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第 4 条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（複写の禁止）

第 5 条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第 6 条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 4 号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

（事案発生時における報告）

第 7 条 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（資料等の返却等）

第 8 条 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙 1）を発注者に提出しなければならない。

2 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

（管理の確認等）

第 9 条 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(管理体制の整備)

第 10 条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(従事者への周知)

第 11 条 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

証明書

業務名： _____

受注業者： _____

証明者： _____

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先1：

連絡先2：

証明者については、「管理技術者」が行うものとする。

提出先)

平塚市長

住 所

会社名

代表者名

印

押印を省略する場合のみ記載

・発行責任者： 連絡先：

・担 当 者： 連絡先：

業務計画書の提出について

工事(工事監理業務)について、下記のとおり業務計画書を提出します。

記

業務一般事項

業務工程表

受注者業務体制系統図

業務運営計画

管理技術者経歴書

業務経験・実績等報告書

業務フロー

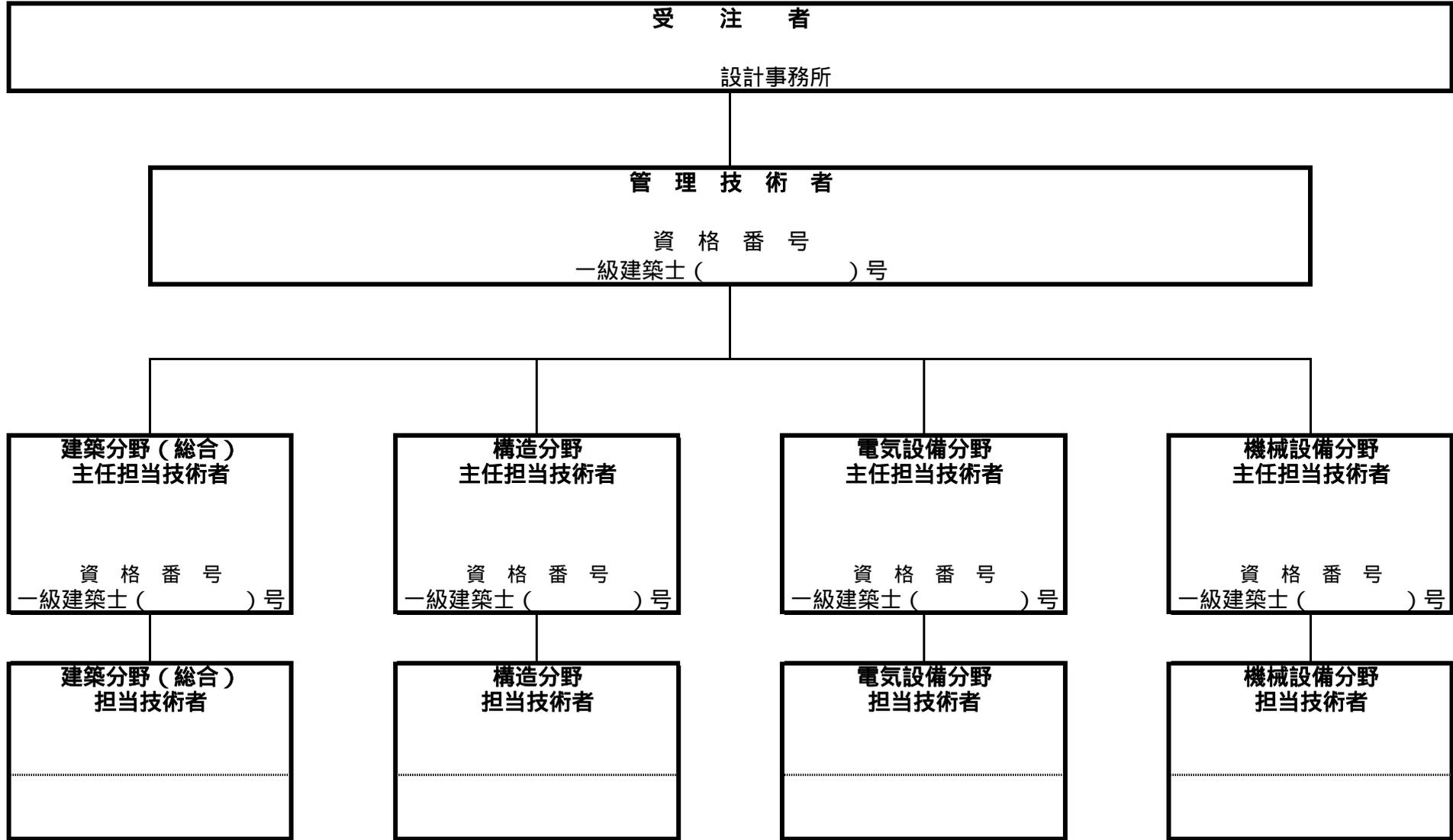
業務方針

業務工程表

様式2

業務区分		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
管理技術者	配置 実施													
建築分野（総合）主任担当技術者	配置 実施													
構造分野主任担当技術者	配置 実施													
電気設備分野主任担当技術者	配置 実施													
機械設備分野主任担当技術者	配置 実施													
建築分野（総合）担当技術者 （管理技術者、各主任担当 技術者を除く）	配置 実施													
構造分野担当技術者 （管理技術者、各主任担当 技術者を除く）	配置 実施													
電気設備分野担当技術者 （管理技術者、各主任担当 技術者を除く）	配置 実施													
機械設備分野担当技術者 （管理技術者、各主任担当 技術者を除く）	配置 実施													
備考 1. 各技術者の区分ごとに配置期間を線表で表示し、開始日および完了日を当該線上に記入する。														

受注者業務体制系統図



電気設備及び機械設備主任担当技術者の資格は、必要に応じ、建築設備士・施工管理技士に書き換える。

管理技術者経歴書

1. 氏名及び生年月日

2. 現住所

3. 最終学歴

4. 経歴年数
年 月 日 卒業5. 取得資格等
年
年 月 日 取得
年 月 日 取得6. 職歴
期間 内容
年 月 ~ 年 月

(以下列記)

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏名

備考 職歴については、担当した業務経歴を過去3ヶ年程度で記入すること。
また、職歴に、現在在籍する会社に対する在籍年数を記載すること。

業務経験・実績等報告書

様式5 - 1

管理技術者・主任担当技術者 1							
分担 氏名 年令	実務経験年数 資格（登録番号）	業 務 実 績				現に従事している主要な設計又は監理業務	
		施 設 名 称 ^{*2}	構造・規模	施設完成年月	立場 ^{*1}	業務名・施設の規模構造・立場 ^{*2}	完了予定
管理技術者 氏名 _____ 年令 才	経験年数	・	m ²	年 月		・	年 月
	年	・	m ²	年 月		・	年 月
	一級建築士（ ）	・	m ²	年 月		・	年 月
	・ その他	・	m ²	年 月		・	年 月
	（ ）	・	m ²	年 月		・	年 月
建築分野（総合）主任担当 技術者 氏名 _____ 年令 才	経験年数	・	m ²	年 月		・	年 月
	年	・	m ²	年 月		・	年 月
	一級建築士（ ）	・	m ²	年 月		・	年 月
	・ その他	・	m ²	年 月		・	年 月
	（ ）	・	m ²	年 月		・	年 月
構造分野主任担当技術者 氏名 _____ 年令 才	経験年数	・	m ²	年 月		・	年 月
	年	・	m ²	年 月		・	年 月
	一級建築士（ ）	・	m ²	年 月		・	年 月
	・ その他	・	m ²	年 月		・	年 月
	（ ）	・	m ²	年 月		・	年 月

* 1 立場とは、その業務における役割分担をいい、管理技術者（総括）、主任担当技術者（主任）、担当技術者（担当）の別を記入する。

* 2 業務実績の施設名称欄、及び現に従事している主要な設計又は監理業務の欄において、建築工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を適用した工事については、・印に 印を付する。

業務経験・実績等報告書

様式5 - 2

管理技術者・主任担当技術者 2							
分担 氏名 年令	実務経験年数 資格(登録番号)	同種・類似業務実績				現に従事している主要な設計又は監理業務	
		施設名称*2	構造・規模	施設完成年月	立場*1	業務名・施設の規模構造・立場*2	完了予定
電気設備分野主任担当技術者 氏名 _____ 年令 才	経験年数	・	m ²	年 月		・	年 月
	年	・	m ²	年 月		・	年 月
	・ 建築設備士 ()	・	m ²	年 月		・	年 月
	・ 一級建築士 ()	・	m ²	年 月		・	年 月
	・ その他	・	m ²	年 月		・	年 月
	()	・	m ²	年 月		・	年 月
機械設備分野主任担当技術者 氏名 _____ 年令 才	経験年数	・	m ²	年 月		・	年 月
	年	・	m ²	年 月		・	年 月
	・ 建築設備士 ()	・	m ²	年 月		・	年 月
	・ 一級建築士 ()	・	m ²	年 月		・	年 月
	・ その他	・	m ²	年 月		・	年 月
	()	・	m ²	年 月		・	年 月
担当技術者の氏名・経験(公共建築工事標準仕様書又はそれに準ずる仕様書を適用した工事も名称等)							
建築分野 (総合)							
構造 分野							
電気設備 分野							
機械設備 分野							
複数の分野を担当する職員については、最も専門とする分野に記入する。 複数の資格を有する職員については、いずれか一つの資格の保有者として取り扱う。 協力事務所の職員数は()内書きで記入する。							

月 工事監理業務月報

(提出先)
平塚市長 落合 克宏

令和 年 月 日

管理技術者

委託業務名称：

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

標記の業務について、平塚市建築工事監理業務委託約款第11条の規定に基づき
下記のとおり報告します。

記

対象工事名：

施工状況：

工事監理業務項目	工事監理業務実施状況
設計内容を把握し請負者等に 正確に伝えるための業務	
施工図の検討	
模型、材料及び仕上見本の検討	
建築設備の機械器具の検討	
工事の確認及び報告	
工事監理業務完了手続き	
施工計画を確認 又は検討する業務	
その他の業務、留意事項等	

上記事項について受理する。 令和 年 月 日	総括 調査員	主任 調査員	調査員	
	印	印	印	

< 工事 監理 業務 日報 >

委託業務名称				主任担当技術者	
工事名				管理技術者	
作業 月日	月 日 ~ 月 日				
月 日 ()				月 日 ()	
月 日 ()				月 日 ()	
月 日 ()				月 日 ()	